

福岡県公報

平成二十六年一月十四日
第三千五百六十三号
増刊
①

目次

再掲

○公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再掲

福岡県告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第二十号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人福岡県地域福祉財団」を

「公益財団法人福岡県地域福祉財団

公益財団法人福岡県中小企業振興センター」

興センター」を削る。

第二条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

附則

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「財団法人福岡県市町村振興協会」を削る。

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の規定は、平成二十五年十二月二日から適用する。